

## 日本学術会議法案に対する修正案要綱

### 第一 目的及び日本学術会議の業務に係る規定の修正

日本学術会議は、独立して業務を行う旨を明記すること。

(第一条及び第三十七条関係)

### 第二 監事に係る規定の修正

一 監事は、学術研究の特性に配慮しつつ、常に公正不偏の態度を保持して、その職務を遂行しなければならない旨の規定を追加すること。

(新第二十条関係)

二 監事は、次の者のうちから、それぞれ一人が任命されるものとする。

① 会議の経営に関する事務その他の会議の業務に関し優れた識見と経験を有する者

② 弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者

(新第二十四条第二項関係)

三 内閣総理大臣は、監事を任命しようとするときは、あらかじめ日本学術会議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

(新第二十四条第三項関係)

四 監事は、一回に限り再任されることができないものとする。

(新第二十五条第二項関係)

第三 選定助言委員会に係る規定の削除

選定助言委員会は設けないこととする。

(第八条第一項及び第二十六条関係)

第四 運営助言委員会に係る規定の削除

運営助言委員会は設けないこととする。

(第八条第一項及び第二十七条関係)

第五 会員の候補者の選定に関する規定の修正

一 分野別業績審査委員会は設けないこととする。

(第二十五条第五項及び第六項並びに第三十条第三項関係)

二 会員候補者選定委員会が会員の候補者を選定するに当たつての幅広い候補者を得るために必要な措置に係る規定及び会員の候補者の構成についての配慮事項に係る規定を削ること。

(第三十条第二項及び第四項関係)

第六 日本学術会議評価委員会に係る規定の修正

一 内閣総理大臣は、日本学術会議評価委員を任命しようとするときは、あらかじめ日本学術会議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとする。

(新第五十一条第五項関係)

二 日本学術会議評価委員会の意見の反映に関する規定を改め、日本学術会議は日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させるよう努めるものとする事。

(第四十四条第六項関係)

## 第七 財源措置に係る規定の修正

日本学術会議に対する補助金の額については、日本学術会議が中期的な活動計画及び年度計画に基づく活動を継続的かつ安定的に行うことができるようなものでなければならぬものとする事。

(新第四十八条第二項関係)

## 第八 会員予定者に係る規定等の修正

### 一 会員予定者に係る規定の修正

会員予定者百二十五人について、内閣総理大臣が現行日本学術会議の推薦に基づいて指名する旨の規定を改め、現行日本学術会議が選定するものとする事。

(附則第三条及び第四条関係)

### 二 候補者選考委員会に係る規定の修正

1 候補者選考委員は、現会員のうちから任命するものとする事。

(附則第六条第四項関係)

2 現会長が候補者選考委員の任命をしようとするときに内閣総理大臣が指定する者と協議しなければならない旨の規定を削ること。  
(附則第六条第五項関係)

3 候補者選考委員会が会員予定者の候補者を選考するに当たつての幅広い候補者を得るために必要な措置に係る規定及び会員予定者の候補者の構成についての配慮事項に係る規定を削ること。  
(附則第七条第三項及び第四項関係)

三 会長職務代行者に係る規定の修正

会長職務代行者について、内閣総理大臣が指名する旨の規定を改め、現行日本学術会議が選任するものとする事。  
(附則第八条第一項関係)

四 会員候補者選定委員に係る規定の修正

施行日から令和十一年九月三十日までの間における会員候補者選定委員について、候補者選考委員であつた者からではなく、会員から選任するものとする事。  
(附則第二十三条関係)

第九 その他

附則第三条、第四条及び第八条第一項の修正に伴う整理として内閣総理大臣がその権限を設立委員の

うちから指名した者に委任する旨の規定を削ることその他所要の整理を行うこと。